

令和7年 北秋田市農業委員会 第10回総会

1. 開催日時 令和7年10月15日（水） 午前9時から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3階大会議室

3. 出席委員（29名）

1番 櫻井 豊	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人	8番 堀部 聰
9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
16番 寺田 一徳	17番 武田 韶一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悅子	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
27番 佐藤 政信	29番 澤藤 匠	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	34番 金俊英
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（7名）

2番 佐藤 稔	4番 鈴木 豊	11番 松岡 英敏
21番 藤岡 智洋	26番 出川 信久	28番 小笠原 千春
30番 土濃塙 謙一郎		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第22号	会務報告
第 2	報告第23号	専決処分の報告
第 3	議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第40号	北秋田地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意見 について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 正田 憲匡

8. 議事録署名委員

23番 佐藤利子 27番 佐藤政信

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和7年北秋田市農業委員会第10回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>2番 佐藤稔 委員、4番 鈴木豊 委員、11番 松岡英敏 委員、21番 藤岡智洋 委員、26番 出川信久 委員、28番 小笠原千春 委員、30番 土濃塚謙一郎 委員の7名となっております。</p> <p>委員総数36名中、29名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	会長あいさつ（省略）
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員でありますが、恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>23番 佐藤利子 委員、27番 佐藤政信 委員にお願いします。</p> <p>つぎに、案件に入ります前に事務局より発言を求められておりますのでこれを許可します。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。</p> <p>前回第9回総会におきまして、報告第21号「令和7年度農地パトロールの結果について」をご報告いたしましたが、その審議のなかで28番小笠原委員からの「再生利用困難な農地が71町歩ほどとのことですが、北秋田市の農地全体からすると割合はどれくらいになりますか。」</p>

という質疑に対して「約10%」と答弁いたしましたが、こちらは誤りで、正しくは「約1%」でありましたので、ここで訂正させていただきます。あわせて議事録も訂正させていただきますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

訂正の報告でありますのでご了承願いたいと思います。

それでは案件に入ります。報告第22号「会務報告」を事務局よりお願ひします。

事務局

事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第22号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。

9月5日、第9回総会に係る調査を委員5名、事務局3名の出席により市役所第2庁舎会議室にて実施しました。

9日、県北地区農業委員会会長会会長・職務代理者・事務局長地区別会議が北秋田市交流センターにて開催され、会長、職務代理者および事務局長の3名が出席しました。

10日、七日市・三ノ渡児童館におきまして、竜森地区の農業者からの依頼により「非農地判断について」をテーマとする出前講座を開催し、疋田主査が対応しております。また地元の佐藤利子委員も参加しました。

16日、第9回定例総会を北秋田市交流センターにおいて委員26名の出席により開催しました。

24日、農業者年金記録管理システム利用研修会が秋田市・秋田県JAビルにおいて開催され、菊地副主幹が参加しております。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第23号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをご覧ください。

報告第23号「令和7年9月分 専決処分の報告」です。

表の9月の列をご覧ください。

(3) 非農地通知が3件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出

の受理が13件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が3件、合計19件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。はじめに、(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以下申請番号3番までの計6筆、10,417m²について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。なお、申請番号3番の畠の2筆につきましては、荒廃しているとまでは認められなかったと判断されたことから却下としておりますので申し添えます。

つぎに、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、6ページの申請番号13番まで、合計42筆、面積39,347m²です。つぎに同じく6ページの最下段をご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の3法人より報告書を受理しております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 報告第23号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8番 8番堀部です。

非農地通知の件でお伺いしたいと思います。決定したことなので何ら問題ないのですが、私が現地調査、書面調査したときですが、全部この様式の非農地の事由のところに山林の様相を呈しているからというふうに書いていますが、これはこれでいいんですが、委員の説明の際に樹齢何年の杉がなっているからとか、私への書面での説明の時、樹齢とか森林の様相、雑木とか杉林とか、そういうのを話してもらうと最終的にこここの事由を書面に書くのは森林の様相を呈しているから、で構いませんが、そういうふうな説明をしてもらえると大変わかりやすいと思いますので、そういう取り組みをしてもらえませんでしょうか。

事務局 現地調査の際にそのように対応するよう心がけていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページをご覧ください。

議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和7年10月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号2番まで、合計3筆、面積1,779m²です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については8ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号13番 土田紀子 委員よりお願ひいたします。

13番

13番の土田です。

申請番号1番と2番を報告させていただきます。

調査日は10月7日、調査員は14番の藤島委員、15番の成田委員、17番の武田委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計7名で、市役所第2庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の11ページから12ページになります。坊沢字相善岱の申請地は、相善町の中にあり、国道7号線に面している申請者の自宅と隣接している農地が1筆と、申請者の自宅のすぐ裏手にある農地が1筆でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作または管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の13ページから14ページになります。根田字

屋布岱の申請地は、東根田の中にある申請者の自宅に隣接している農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理がされており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長

土田 委員、ありがとうございました。

議案第39号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第39号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第40号「北秋田地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書14ページをご覧ください。

議案第40号「北秋田地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意見について」

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により地域計画の変更案について意見を求める。

令和7年10月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由をご説明いたします。

地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の目標地図に位置付けられている農地を転用するにあたって計画の変更が必要となるため、北秋田市から地域計画の変更案に対する意見を求められていることから総会にお諮りするものです。

(申請番号1番を朗読)

15、16ページが申請地の位置図となっております。なお、議案資料の下段に参考として農業経営基盤強化促進法の基本要綱の関係する部

分を抜粋して記載しておりますのであわせてご覧ください。以上の1件についてご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案第40号について、事務局の説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第40号について、特段の意見がない旨決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。

8番 議長、発言させてください。

議長 総会の中でということでしょうか。

8番 はい。

議長 どうぞ。

8番 8番堀部です。

今総会に農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認については提案されていませんが、農業委員の活動に関するここと思い発言させてください。秋田魁新報の9月28日付記事に「農地の税過大徴収相次ぐ」という記事がありました。この記事は、耕作放棄地となるのを防ぐため農地中間管理機構に土地を預ければ固定資産税が半額となる優遇制度を適用せずに税を過大徴収していたことが分かったという記事でした。そしてこの記事の中では、税を過大徴収していた原因は農業委員会が税務担当に優遇対象者の報告を怠っていたことで秋田県を含む13道府県で優遇制度を適用していなかったと書

かれていました。北秋田市においては毎月行われる総会終了後税務課の方にこの優遇対象者の情報を報告しているかお伺いいたします。

事務局 先般新聞報道がなされた件ですが、こちらにつきましては先に県や農業会議からも調査がきておりましたが、当委員会におきましては懸念されるような事務処理の漏れはございませんでしたので報告させていただきます。

8番 ありがとうございました。

議長 これをもちまして、令和7年第10回定例総会を閉会します。